

令和3年10月1日  
原子力安全対策課  
(03-25)  
<15時資料配付>

## 新型転換炉原型炉ふげんの第2回定期事業者検査開始について

このことについて、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から下記のとおり連絡を受けた。

### 記

新型転換炉原型炉ふげんは、現在、廃止措置作業を実施しているが、令和3年10月4日から約6カ月の予定で第2回定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査を実施する施設\*は次のとおりである。

- (1) 原子炉施設の一般構造
- (2) 原子炉本体
- (3) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- (4) 放射性廃棄物の廃棄施設
- (5) 放射線管理施設
- (6) 原子炉格納施設
- (7) その他原子炉の附属施設
- (8) 主要な施設

※原子炉等規制法に基づき、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の定めるところにより、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（性能維持施設）について検査を実施

(別紙)

新型転換炉原型炉ふげん 第2回定期事業者検査工程表

問い合わせ先(担当：松山) 内線2353・直通0776(20)0314
--

